

別記発注機関の長 殿

古川労働基準監督署長

死亡災害等の続発による労働災害防止の取組強化について（緊急要請）

日頃より、労働行政、特に労働災害防止に対しては格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当署においては、皆様方の御努力により、平成 30 年 11 月以降、3 年以上死亡災害ゼロを継続していたところですが、昨年 12 月 27 日、大崎市内の建設事業者が管理する採石場内において、重機を用いて除雪作業行っていた労働者が自ら運転していた重機に轢かれ死亡するという痛ましい死亡災害が発生してしまいました。

さらに、本年 1 月 6 日には、電気機械器具製造工場における爆発事故により、2 名の労働者が負傷する災害が発生し、年末年始労働災害防止強化運動期間中に大きな災害が続発する事態となってしまうところ です。

当署といたしましては、これ以上の労働災害続発を止めるために、これまで皆様方が取り組んできた安全衛生の基本的取組である、「不安全状態」の解消、「不安全行動」の防止への取組を具体的にどう実行していくべきなのか、何を意識してこれを防止していくのかを改めて再確認していただき、この確認事項の徹底については、「安全宣言」として明確に示した上で管理者のみならず、労働者個々人も自覚して安全衛生取組の再徹底を図る必要があると考えています。

つきましては、これから年度末にかけて工期終盤の繁忙期を迎える現場も多く、労働災害の発生が懸念されることから、貴職におかれましても、関係施工業者に対し、下記事項等について本工事作業はもちろんのこと、駐車場や事務所等の付属設備も含めた安全総点検等を実施していただき、死亡災害はもちろん、軽微な労働災害の発生も未然に防止するよう御指導いただきたく要請いたします。

また、当署においては、労使がともに労働災害を絶対に起こさない、起こさせないという意識等を再認識していただくために、別添の「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書」の取組を推進しておりますので、貴職からも現場における当安全宣言の取組等について推奨していただきますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 悪天候時や緊急作業時を含め、労働者等に対する連絡事項や作業指示等が、確実な方法、明確な連絡体制等の構築により実施されているか確認すること。
- 2 現行の作業手順書（安全作業マニュアル等）が、現在行われている作業状況等に適切に対応したものであるか、必要な安全対策等が網羅されているか及び、当該作業手順書等が遵守されているか等について確認すること。
- 3 職場内の基本ルールの遵守状況について総点検を実施すること。特に機械等における清掃、検査、調整時等の運転停止については、清掃等の程度を問わず運転を停止することが法的義務であることを、関係労働者等に周知すること。
- 4 転倒災害を防止するためのこまめな除雪、融雪をはじめ、時間に余裕を持った行動の推

奨や防滑靴等の着用等に努めること。

- 5 安全衛生意識や危険感受性等の向上に資する効果的な安全衛生教育を実施に努めること。(職長・危険有害業務従事者・安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等)
- 6 日々の朝礼や危険予知活動、ヒヤリハット活動等、関係者の安全意識の高揚を図ること。

#### 別記 (15 機関)

1. 宮城県北部土木事務所
2. 宮城県北部地方振興事務所
3. 大崎地方ダム総合事務所
4. 大崎広域水道事務所
5. 王城寺原補償工事事務所
6. 仙台土木事務所
7. 中南部下水道事務所
8. 大崎市
9. 色麻町
10. 加美町
11. 涌谷町
12. 美里町
13. 大和町
14. 大郷町
15. 大衡村



問合せ先  
古川労働基準監督署 安全衛生課  
TEL 0229-22-2112 FAX 0229-23-7968